

令和6年度 第4回魚沼市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時	令和6年11月12日(火) 13:30～15:30					
2. 会場	魚沼市役所(本庁舎) 3階 302会議室					
3. 出席者 (敬称略)	魚沼市子ども・子育て会議委員					
	役職	氏名	出欠	役職	氏名	出欠
	会長	佐々木 政彦	○	委員	遠山 登志子	欠
	副会長	目黒 和男	○	〃	羽鳥 敦子	○
	委員	佐藤 あゆみ	欠	〃	長谷川 美紀子	○
	〃	関 昌宏	○	〃	松井 由紀子	○
	〃	坂西 由紀子	○	〃	星 敏夫	○
	〃	中澤 京子	○	〃	櫻井 悦子	欠(委任状)
	〃	山本 都子	○	〃	高橋 静枝	○
	〃	清水 明次	○			
事務局(魚沼市教育委員会事務局)						
<ul style="list-style-type: none"> ・教育長:樋口 健一 ・事務局長:大塚 宜男 ・子ども課長:関 祐樹 ・子育て支援センター長:星 真人 ・母子保健係長:江口 博子 ・保育園幼稚園係長:瀬下 彩子 ・児童福祉係長:馬場 道子 						
4. 資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 第三期子ども・子育て支援事業計画 ・第3回会議以降の修正について ・第2部各論(案)について 					資料No.1 資料No.2
5. 会議概要	(説明、質疑、意見、答弁内容等の要旨をまとめました。)					
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、令和6年度第3回魚沼市子ども・子育て会議を開会いたします。</p> <p>定足数の報告</p> <p>出席委員12名、欠席2名、委任状1名、計15名。半数以上の出席があり、会議成立。</p>					
教育長	<p>2 教育長あいさつ</p> <p>第三期の子ども子育て支援事業計画の検討ということで、会議を重ねて参りました。これまでいただいたご意見は、その都度修正を行い、今回は、各論の第4章以降に進んで参ります。本日もそれぞれの立場から様々なご意見をいただきながら、よりよい計画にしていただければと願っていますので、忌憚のないご意見をたくさんいただければと思っています。どうぞよろしくお願ひします。</p>					

事務局	<p>それでは規定に基づき、これより進行を会長からお願いします。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>(1)第三期子ども・子育て支援事業計画 第3回会議以降の修正について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>(資料No.1 について説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問やご意見などございませんでしょうか。</p>
委員	<p>4 ページですが、地域子ども子育て支援事業の 13 番多様な事業者の参入促進能力活用事業について、各論にはこの 13 番がないようですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>4 ページの地域子ども子育て支援事業に掲載しているものは、国の方でここに位置付けられている事業を掲載していますので、各論では市が取り組まない事業に関しては抜いてありますので、若干番号がずれているかと思えます。</p>
議長	<p>他にご質問ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは (1) 第 3 回会議以降の修正について承認してよろしいでしょうか。異議なしと認め、次に進ませていただきます。</p> <p>続きまして、第二部各論案について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料No.2、第 1 章～第 3 章修正箇所説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問ご意見のある方、挙手をしてお願いいたします。</p>
委員	<p>78 ページ、11 番の現在の実施状況課題の最後の 3 行は、保育園の民営化との絡みで残しておきたいという説明だったが、69 ページの「民間移譲実現の可能性は低いと判断し、当面は公立保育園としての運営を継続する方針です。」ということが、今回の計画の会期中に民営化があり得るという判断か。</p>
事務局	<p>当面はサウンディングの結果を踏まえた中で、保育園は公立で続けていくというところですが。この計画内で民間の事業者とか、方向性が転換するような可能性もあり得るという中で、この記述は残しておこうという判断に至りました。必ず民営化を進めるというところではない。</p>
委員	<p>76 ページ一時預かりの目標事業量で追記していただきたいが、保育園こども園</p>

	<p>の人数のカウントの仕方と、幼稚園の人数のカウントの仕方は、事業内容が少し違うので、それを注記で明記していただけるとわかりやすい。</p>
事務局	<p>そのようにさせていただきます。</p>
議長	<p>その他ご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>1点目、83ページの17番、産後ケア事業の目標延べ人数83と見込んでいます。もう一方84ページの18番、妊婦等の量の見込みのところは、妊娠届提出数140人と見込んで算出していますが、この人数はどこに根拠があるのか。</p> <p>2点目、地域子ども子育て支援事業に、出産に関わる制度がたくさんあります。妊娠出産等で制度を利用したい人が、本当に切れ目なく続いているんだということがわかり、そういう制度を申請したり相談することが可能になるように、どこかでわかるといいなと思いました。</p>
事務局	<p>切れ目がない支援からお答えします。妊娠届をしていただくと、母子健康手帳を出します。その際に妊娠期から出産、子育て期に対して、時系列でどういったサービスがあるか、どういう手続きが必要かを丁寧に説明をさせてもらっています。また、面談も妊娠した時点から繰り返し行っており、その都度不明な点を聞き取りをしながら説明はしているので、今回この計画の中には、切れ目がないというところはうたってありません。</p> <p>全般的に広く周知するという部分では、子育て便利帳を保育園児の保護者対象にお配りをしたり、市役所に設置をしたり、ホームページにも掲載しています。それを見ていただいてもわかるようになっていきますので、そういうことで周知をさせてもらっています。</p>
事務局	<p>産後ケアと18番の新規の妊婦等包括相談支援事業ということですが、18番の今回追記になったものは、すべての妊婦と面談するという事業で、単純にこの母子健康手帳の届け出数×面談回数で出しています。</p> <p>17番の産後ケアの方は、産後にお母さんがメンタルで疲れが出たような場合、病院に宿泊型と日帰り型とがあり、そこで助産師から面倒を見てもらって、お母さんが休息をとるといった形になっています。この実数は、宿泊、日帰り、訪問の3点あり、宿泊を最長7日間×10人、日帰り10件、訪問は3件で見込んでおり、83件と試算しています。</p>
議長	<p>他に質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>子育て便利帳をその都度、新しいものいただいているが、手元のが令和5年度だけれども、6年度のはどうされてるか。</p>

事務局	第1回のときに皆さんにお配りしましたが、欠席者にお渡ししていませんでした。申し訳ありません。お渡しします。
議長	他にご質問ご意見ございませんでしょうか。 それでは第4章以降の説明の方お願いいたします。
事務局	(第4章～第8章、章ごとに説明、質疑)
議長	第4章について、ご質問ご意見ございませんでしょうか。
委員	<p>1と2について質問です。1の下から3行目4行目の辺りで、①地域の状況や保護者ニーズの把握は、今回のニーズ調査の結果ではなく、この後も何か調査をするのか、②安心安全な施設環境、これ現在は違うのかなととられるところ、③幼児教育及び保育サービスで、前は認定こども園への移行検討とあるが、それとは違う形のものを新たに令和7年度から考えているということか。具体的にどういうことを言っているのか。④数的に満たされているとニーズ調査結果からはあるが、安定的に提供できる体制を確保していくというところの説明もお願いしたい。</p> <p>2の上から11行目、小規模保育から地域型保育事業への緩やかな移行を進めるとともにとあるが、子ども子育て支援制度の中で、地域型保育事業の中に小規模保育があるというふうにうたわれている。これは何か違うことを意図しているのか。</p>
事務局	ニーズ調査もそうだけれども、その保育園幼稚園の希望を取ったときに希望者がいるということもニーズの1つと捉えています。あとは日々園と情報共有しながら、ニーズの把握に努めているので、そういったのも含んだ中でニーズという形で捉えています。
委員	<p>安心安全な施設環境等とは、現在はそういう環境にないのか。</p> <p>幼児教育及び保育サービスは、こども園的なことだと思います。体制の確保を明確にしたということであると、今後こども園を作っていくのかということですね。公立の保育園はそのままどうたわわっていて、なおかつこれもということなのか。全くそれとは違う形で何かを考えていくのか。</p>
事務局	安心安全な施設環境は、引き続きということで、今も十分に努めているので、そこは追記させていただきたい。長寿命化計画も作成してるので、そこに基づいた中での安心安全な施設環境等ということも踏まえています。幼児教育と保育サービスについては、これから新たにこども園に移行するという計画は、今のと

委員	<p>ころはありません。今ある幼児教育、公立であればこども園、幼稚園だとめぐみ幼稚園ですが、当面はそこと保育サービスも含めた中で安定的に提供できる、現状維持できるような形で体制を確保していきます。</p>
委員	<p>普通にはかることを第一とすると、第一で次は違うのかなというふうにはとらえられる。</p>
委員	<p>第二期のときも原案では、幼児教育及び保育サービスということが出てたけれど、多分修正されたんじゃないかと思っています。この記述は保育園は教育をしてないという認識だけれども、その時の公立園の先生も発言されてるが、そうではない。3歳以上の保育の内容に関しては、幼稚園教育要領と保育所保育指針は同じです。現実合っていない。なので、第二期のときは、そういう言い方をやめられたかと思っています。第二期の中でも、保育園では教育していないんですかという質問をさせていただいて、私も発言したし、公立保育園の先生も発言をされています。教育要領と同じものを行っているのに、なぜそういう区別を行政の方でされるかという、国の制度設計上はそうなっているからそういう説明にならざるを得ないということだったけれども、そのときに多分外されたか認識している。</p>
事務局	<p>前回の内容と記述を精査して、修正を入れたいと思います。確かに小規模保育は、地域型保育事業の認可の中に含まれているので、訂正をさせていただきます。</p>
議長	<p>他にご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>85 ページの 2 番、「今後も保育士等の自主的な研修参加を促し」という、この自主的なというのはどういうイメージで使われているか。研修参加では駄目なのか。自主的と書くことによってどういう意味が生じるのか。</p>
事務局	<p>日々いろんな研修が各保育団体や県国の方からもあるので、こちらの方で取りまとめる必ず出してもらいたい研修もあれば、必要だから自主的に参加をしてもらいたいというものもある。強制ではないけれども、必要と思われるところは自主的に参加をしてくださいというところは、公立園だと園長を通じてお願いしてるところもあります。言われて出るのではなくて、自主的に努めて出ていただきたいというような希望と願いと要望を含めてです。</p>
委員	<p>学校とかであれば自己研鑽、それが労働として認められないというようなことがある。この自主的な研修参加という言い方が、今の話の内容自体はいいけれども、保育者が自主的な参加だから、費用負担はしないみたいなことに繋がらないかということを懸念している。</p>

事務局	<p>個人で入っているような団体で参加しなければならないというのには、当然公的な費用は出せないが、こちらの方で自主的に参加してもらいたいものの費用については、ある程度の旅費とか、費用弁償的なものは負担はできるので、公立園のことになるが、必要があれば、園と逐一相談させていただいてる。旅費は出ないけれども必ず行きなさいというような、強制はできない。</p>
委員	<p>この促しという言葉があるので、そこに違和感があるのかなという気がする。保育士が自主的にやることは非常にいいことだと思うし、それにお金がかかる、かからないでなく、自主的だったら行きたいところに行くと思う。でもそこに促すとあると、上からの命令的に聞こえるから、そうなのかなというふうには感じる。</p>
事務局	<p>研究させていただきます。</p>
委員	<p>個人が加盟している団体に進んで研修に出るというときには、学校だと職専免という配慮があるが、市ではそれがいいのかという点と、安心安全な施設環境で、保育園、公立園問わず、毎年そういう安全点検を行っているのか、定期的に2.3年に1回というような点検なのかというあたりも教えていただきたい。</p> <p>それから85ページの2の2行目、児童虐待の深刻化などがありますが、などの中にどんな困難な事例を察知されているのかが2点目、それから2の学童の放課後児童クラブの加配を行うというのは、何人特別な支援をする子供たちがいれば、何人追加するというような定数はあるのか、その実情も教えていただきたい。</p>
事務局	<p>職専免については、保育士が各自で加入してる連盟団体の場合は、団体の方から「出席をしてもらうので配慮願います。」というような書面をいただくので、それで職専免対応としています。</p> <p>施設的环境整備については、大規模改修計画も立てていますし、その都度修繕箇所については、園とよく情報共有、情報収集をしながら対応しています。危険な箇所があれば、緊急的な工事とか修繕の方は入っている状況です。</p> <p>学童の加配については、特に定数で何人つけるということはありません。その都度の加配が必要な、支援が必要なお子さんの人数にもよりますので、必要人数を学童の主任とか、現場の方たちと相談をしながら加配の人数を決めているような状況です。</p>
事務局	<p>この「など」のところに隠れている文言としては兄弟数の減少というところになると思います。</p>
議長	<p>他にこの質問、ご意見、ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

委員	86 ページの 3 番、幼保小合同研修会 2 回と書かれているけれども、発行時期に応じてこの回数が変わらないかということに心配している。数が確定してるのであれば良いが、数が確定してないのであれば数を書かないほうがいいのかと思いました。
事務局	これはカリキュラムが本格実施する前に 2 回の幼保小合同研修会を通じてこういう取り組みをしましたという記述になるので、今後も 2 回ずつするというものではありません。
議長	ここの部分については経緯ということなので、2 回行ってきたということでの表記ということですね。その他ご質問ご意見ございませんでしょうか。
委員	今年度から始まったスタートカリキュラムは、大変好評です。新 1 年生になった子が非常に安心して学校へ行ってる、すぐ教科の学習に入らないわけです。 そういう面で、このカリキュラムを作るときに、子どもたちや保護者、先生方も意思統一や学習で大変だったと思うけれども、今まで小一プロブレムとって、小学校 1 年で大変大きな問題をはらんでいたが、それが今のところは少しなくなったようだ。かつて言われた小一プロブレム的な問題は今始まったばかりなので、すぐなくなるとは思わないが、その辺の感触はいかがか。早速保護者へのはアンケート調査を取られたようだが、この辺の反応は、特徴的なものはどんなものか。
教育長	教育センターでの接続のカリキュラムについては、専任の指導主事を 1 人置いています。今年度スタートして、保護者の皆さんのアンケートと、学校教職員の方にアンケートをとったりして確認しながら進め、概ね良好です。委員がおっしゃったように、保護者の皆さんの入学前に大きな不安を持っている部分が、入学後の様子を見ながら不安が大分軽くなったというようなアンケート結果です。 それから学校教職員の方も今までのようなきちんと姿勢よくお話を聞きなさいという指導ではなく、保育園幼稚園で培っていただいた意欲を大事に、やりたいという気持ちをもっと膨らませましょうというための接続のスタートカリキュラムを取り組み始めていますので、学校教職員の方も概ね良好なアンケート結果です。今後また研修等を通じて、より充実したものにしていきたいと思っています。
議長	他に質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは 5 章に移りたいと思います。説明をお願いします。
事務局	(第 5 章説明)
議長	これらについてご質問ご意見ございませんでしょうか。

委員	相談受付について、医療関係の相談に関しては24時間の相談の受付の電話の相談受け付けをされていると思うけれども、医療以外の相談ダイヤルみたいなのはあるか。
事務局	県ではLINEを通じた相談をしています。児童虐待とか本当に子供がSOSを発信する場合には、189という緊急のダイヤルがあり、そちらは24時間対応しています。
議長	その他に質問ご意見ございませんでしょうか。続きまして第6章の説明をお願いします。
事務局	(第6章説明)
議長	これらについてご質問ご意見ございませんでしょうか。
委員	91ページ重度心身障害者医療費助成の重度心身障害者という言葉は、行政用語か。これは医療でいう重症心身症の方を指しているということか。
事務局	重度心身障害者医療費助成という県の単独事業であり、医療費助成については身体障害や療育がある方で、(児)とあるのは児童です。
委員	90ページの2ひとり親医療費助成で、18歳まで魚沼市は医療費無償化になっているが、ここの関係はどうなのかということと、事業内容に所得制限有というのが多いが、今後なしになる可能性を求めたいが、特に上から3番目の自立支援教育訓練給付金は、以前は所得制限有だったのがなしになったので、非常に利用する人にとってはありがたいことですが、その辺、制限有というのがどういう考え方で、今後いい方向に進む可能性もあるのかどうかをお願いします。
事務局	ひとり親医療費は県単の事業だけれども、児童扶養手当とかひとり親医療費は、国とか県の事業で所得制限がありますので、それに則ってやっています。 ひとり家庭の18歳までのお子さんについては、子ども医療費と同じように無料になっているし、親の方に関しては、負担があります。また、自立支援教育訓練給付金の所得制限なしのところですが、これは令和6年8月に国の制度が改正になり、所得制限なしということになりましたので、そういった記載にしています。
議長	その他に質問ご意見ございませんでしょうか。続きまして第7章の説明をお願いします。

事務局	(第7章説明)
議長	第7章について質問ご意見ございませんでしょうか。ないようですので、第8章に進ませていただきます。8章の説明をお願いします。
事務局	(第8章説明)
議長	第8章について質問やご意見ございませんでしょうか。
委員	106ページの今後の方向性。3歳児もここに含まれると思うが、なぜ就寝時間がなくて、7時までに起床している子の割合というふうに出るのか。
事務局	国のすこやか親子21の指針にあるものをそのまま載せているが、なぜこの項目が載せてあるかは、調べたけれど、なぜという部分が調べられませんでした。ここに目標事業量と書いてあるけれど、指針には107ページのこのままの項目が載っています。
議長	他にご質問ご意見ございませんでしょうか。
委員	1点目は、市が個別に契約している保健師さん助産婦さんというのは、どのぐらいいるのか。2点目は、離乳食のところで、食物アレルギーなどが発見される一つの場面ではないかと思うが、乳幼児期で離乳食の前後で食物アレルギーがどのぐらい見つかるのか。そのことが保育園や学校と情報共有して一大事案にならないように工夫していると思いますが、その辺の話を聞かせていただきたい。3点目は、図書館に来てくださいと言われて、乳幼児の子に読み聞かせをする絵本を2冊いただいてきたと、非常に充実しているなと思ったのですが、その辺の話をお願いします。
事務局	助産師のお話は95ページの3番、妊産婦新生児訪問ということで、生まれたての1ヶ月以内のお子さんとお母さんのところに助産師さんに委託契約でお願いしています。魚沼市は2名の方をお願いしており、地区を分けをしています。一生懸命皆さん見てくださって本当に助かっています。このときは助産師さんをお願いしていますが、こんにちは赤ちゃんのときは保健師であったり、その状況に応じて、違うスタッフが行ったりということがあります。
事務局	次に食物アレルギーについてです。基本的には離乳食講習会では、決められた時期に決められた量を与えましょうというような指導をしています。その中でやはりアレルギーが心配だというのはどのお母さんもお持ちですので、必ず初めて食べるものは少量から始めましょうというようなことで指導させてもらっています。

教育長	<p>し、万が一それを食べたことによって症状が出るような場合は、いわゆる管理栄養士がいますけれど、相談はできますけれど診断はできませんので、そういった場合は医療機関に行って、必要なアレルギー負荷試験とか、そういった診断するものがあるので、保護者にはそういった離乳食の相談ということで指導させてもらっています。</p>
議長	<p>3点目の本の件ですが、生涯学習課のブックスタートという社会教育事業で生後10か月になったお子さんに順次ご案内を発送して図書館に来ていただいて、本に親しんでいただきたいという願いを込めて絵本をプレゼントしています。</p> <p>加えて、昨年からセカンドブックスタート事業を取り組んでいて、小学校6年生にも絵本をプレゼントしています。いじめへの対応とかSOS教育とかという、逃げてもいいんだよと、相談をしましょうという願いを込めて、今はヨシタケシンスケさんの「逃げて探して」というのを、これも図書館司書が学校に訪問して、読み聞かせをしながら手渡しするという取り組みです。</p> <p>その他に質問ご意見ございませんでしょうか。これまでたくさんのご意見が出されてきました。今後また検討していただく場所や修正を加えていただく場所を出されてきたわけですが、そこを含めて承認していくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、承認されたということにさせていただきます。</p> <p>以上で予定されておりました議事について、すべて終わることができました。委員の皆様からはいつも通り様々な視点からご意見いただくことができました、充実した会議することができました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>会長スムーズな進行を大変ありがとうございました。</p>
事務局	<p>4 その他 (こども計画について) (今後のスケジュール及び次回の会議日程について)</p>
事務局	<p>5 閉会 最後に局長から閉会の挨拶をお願いします。</p>
局長	<p>皆さんどうもお疲れ様でした。本日は非常に活発なご意見ですとか、ご質問をたくさんいただきまして、ありがとうございました。今後事務局の方で、こちらの方まとめたいと思います。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今回ご審議いただいたの修正箇所もありますので、</p>

	またそれも皆様方に書面で送ったり確認させてもらいたいと思いますのでよろしくお願いたします。
--	---

以上をもちまして、第4回子ども子育て会議を閉会といたします。